



鳥取県公報

平成15年10月14日(火)
号外第131号

毎週火・金曜日発行

目 次

病院局管理 理規程	鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程(6)(総務課).....	1
病院局訓 令	鳥取県病院局文書管理規程の一部を改正する訓令(2)(〃).....	2

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜 久 治

鳥取県病院局管理規程第6号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(物品の範囲) 第43条 この章において「物品」とは、次に掲げるものをいう。 (1)~(5) 略 (6) <u>郵便切手その他信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票</u>	(物品の範囲) 第43条 この章において「物品」とは、次に掲げるものをいう。 (1)~(5) 略 (6) <u>郵便切手</u>
別表(第6条関係)病院事業勘定科目	別表(第6条関係)病院事業勘定科目
<u>収 益</u>	<u>収 益</u>
略	略
<u>費 用</u>	<u>費 用</u>

款	項	目	節	備考	款	項	目	節	備考
病院 事業 費用	医業 費用	給与費 材料費 経費	略	略	病院 事業 費用	医業 費用	給与費 材料費 経費	略	略
			略	略				略	略
			略	略				略	略
			通信運搬費	電信料、電話料及 び送付に要する費 用				通信運搬費	電信料、電話料、 郵便料、搬送料等 の費用
			略	略				略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
資産～資本 略					資産～資本 略				

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病 院 局 訓 令

鳥取県病院局訓令第2号

鳥取県病院局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年10月14日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜久治

鳥取県病院局文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局文書管理規程（平成7年鳥取県病院局企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（文書の受付）</p> <p>第4条 総務課に到達する文書及び郵便物等（文書が封入された郵便物（郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物をいう。以下同じ。）その他の物件をいう。以下同じ。）は、総務課において次に定めるところにより受け付ける。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）書留の取扱いをされた郵便物又は民間事業者による<u>信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）</u></p>	<p>（文書の受付）</p> <p>第4条 総務課に到達する文書及び郵便物等（文書が封入された郵便物（郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物をいう。以下同じ。）その他の物件をいう。以下同じ。）は、総務課において次に定めるところにより受け付ける。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）書留の取扱いをされた郵便物等（前項に該当するものを除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それ</p>

